

## 一般競争入札公告

(仮称) 指扇はっぴー保育園C工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年12月8日

株式会社 オンリーワン

### 記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	(仮称) はっぴー保育園 指扇 C工事
(2) 工事場所	埼玉県西区指扇1377-2他(地番)
(3) 工事期間	契約確定の日から令和3年3月31日まで
(4) 入札予定価格	事後公表
(5) 工事概要	用途: 保育園 構造・規模: 木造 2階建て 面積: 敷地面積499.04㎡ 建築面積: 237.64㎡ 工事種類: 新築
2 落札者の決定方法	<p>① 本入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の金額の入札者を落札予定者とする。再度入札は2回までとする。</p> <p>② 初度入札に参加しない者または前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再度入札に参加できない。</p> <p>③ 再度入札を行っても落札者がいない場合、(i)及び(ii)の場合に限り、下記条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする。</p> <p>(i) 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）</p> <p>(ii) 再度入札に応じるものが1者のみとなった場合。</p> <p>条件</p> <p>ア 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。</p> <p>イ 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。</p> <p>ウ 入札にあたっての条件を変えることは認められないこと。</p> <p>エ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。</p>

<p>3 一般競争入札参加資格等 確認申請書の提出</p>	<p>令和2年12月9日（火）から令和2年12月15日（火）の 10：00～16：00（土日祝日を除く） 入札参加を希望する者は下記に記載の問い合わせ先まで、以下の 書類を提出すること。 提出書類 ① 一般競争入札参加資格等確認申請書 ② 一般競争入札参加資格確認資料 ③ さいたま市建設工事等入札参加業者資格審査通知書の写し ④ 建設業許可書の写し ⑤ 直近の経営事項審査結果書の写し 提出書類書式は問い合わせ先に連絡の上、Eメールにて送付を受 けること。</p>
<p>4 入札参加資格の確認通知</p>	<p>上記確認申請者には令和2年12月16日（水）までに書面にて確認 結果を通知する。</p>
<p>5 設計図書等</p>	<p>入札参加資格が確認できた者に対し、入札参加資格確認通知結果 通知書と併せて、令和2年12月16日（木）に設計図及び仕様書等 （以下設計図書等という）を配布する。</p>
<p>6 設計図書等に関する質問</p>	<p>令和2年12月18日（金）16：00まで 質疑回答書に入力し、問い合わせ先までEメールにて送付するこ と。質疑が無い場合は提出不要とする</p>
<p>7 質問に対する回答</p>	<p>令和2年12月23日（水）17：00まで ① 回答は入札参加業者へEメールにて回答する。</p>
<p>8 入札</p>	<p>日時 令和3年1月7日（木） ※時間と場所は設計図書等の送付時に知らせる。 入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函する。</p>
<p>9 開札日時</p>	<p>入札後、即開札とする。</p>
<p>10 入札に参加できる者の形態</p>	<p>単体企業</p>
<p>11 入札に参加する者に必要な資格</p>	
<p>（1）建設業の許可</p>	<p>建築工事業</p>
<p>（2）資格者名簿への登載</p>	<p>さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（H30年・R元 年）に建築一式工事で登載されている者。</p>
<p>（3）所在地</p>	<p>さいたま市内に契約締結権限を有する本店・支店があること。</p>
<p>（4）格付</p>	<p>さいたま市等級（建築工事）：A 経営事項審査の総合評定値：1，000点以上</p>

(5) 施工実績	<p>建築一式工事</p> <p>過去5年間（平成28年～令和元年）に竣工済みの、認可保育園の同種類の新築工事の施工実績（竣工済み）を有すること。</p>
(6) その他の参加資格	<p>① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。</p> <p>② 本公告日から開札日において、建築業法による営業停止などの処分を受けていない者。</p> <p>③ 法人の理事が役員をしている法人でない者。また、対象工事にかかる設計業務の受注社でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。</p> <p>④ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、さいたま市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限る。</p> <p>⑤ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。</p> <p>⑥ アフターメンテナンス・緊急時対応の為夜間・休日対応している会社であること。</p>
12 最低制限価格	設定する。
13 入札保証金	免除する。
14 契約の保証について	無しとする。
15 支払条件	落札者決定後、協議するものとする。
16 契約の時期	令和3年1月8日までに契約
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>① 入札に参加する者の数が1社である時は、1回のみ入札を執行する。</p> <p>② 代理人をして入札させる場合は委任状を提出すること。</p>

<p>(2) 入札書に記載する金額</p>	<p>入札書に記載された金額10%に相当する額(消費税相当額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約請負金額とする。入札者は、消費税抜きの金額にて入札のこと。</p>
<p>(3) 入札の辞退</p>	<p>入札参加決定者は入札を辞退する場合、事前に連絡のうえ、次入札辞退届を提出すること。</p>
<p>(4) 入札の無効</p>	<p>① 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>② 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>④ 談合、その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>⑤ さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札</p> <p>⑥ 虚偽の一般競争入札参加資格申請書を提出した者がした入札</p> <p>⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>⑧ 次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>ア. 入札書の押印のないもの</p> <p>イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p> <p>ウ. 押印されるべき印影が明らかでないもの</p> <p>エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>⑨ 建築確認申請等の許認可申請が認められないとき</p> <p>⑩ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
<p>(5) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定</p>	<p>落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上ある時は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。</p>
<p>18 その他</p>	<p>① 落札予定者は入札当日 15:00 までに見積もり内訳書と施工体制表を提出のこと。</p> <p>② 落札予定者の見積内容精査のうえ、理事会決定とする</p>

19 この公告に関する問い合わせ先	一級建築士事務所 アトリエム株式会社 担当者：勝浦 延哉 電話：045-224-8511 FAX：045-224-8513 E-mail：katsuura@hophouse.co.jp
-------------------	---